

労働厚生課 健康保険課
記入例【扶養・退職】
 健康保険被扶養者（異動）届

健保事務長	健保受付	労務厚生課	事務課長	事務課受付

提出日 年 月 日	内線 801-1234	健康保険被保険者証		
<input checked="" type="radio"/> 本社 ・ 小牧・宮之城・伊勢・その他 経営管理本部 事業部 労務 部 (健康保険) 課		記号	番号(従業員コード)	
		1 1	- 1 2 3 4 5 6 7	
		氏名	日特 太郎	
被扶養者に関する事項				
申請区分	異動事由を○で囲んでください			
<input checked="" type="radio"/> 扶養 <input type="radio"/> 除外	退職日翌日をご記入ください。 令和 年 月 日	<input type="radio"/> ⑤出生 <input type="radio"/> ⑥死亡 <input type="radio"/> ⑦失業給付開始 <input type="radio"/> ⑧失業給付終了	<input type="radio"/> その他	
フリガナ	ニツク ハナコ	性別	生年月日	続柄
氏名	日特 花子	男 <input checked="" type="radio"/> 女	昭 平・令 3年 12月 3日	妻
世帯 <input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居				
扶養状況に関する事項				
①届出前の就業状況	就労	会社名： ●●産業(株)	電話： 052-872-0000	
		就労形態： 正社員・自営業・パート・アルバイト・契約社員・派遣社員	就職票： 添付(原本・写し)	原本返却後(求職申込み・延長手続き)
失業給付を月額3,612円以上(60歳以上または障害者の方は5,000円以上)受給している方は扶養除外となりますので、受給後は速やかに除外申請ください。尚、申請が遅れた場合であっても、受給開始日まで遡って除外処理を行い、その間使用された医療費も返還いただきますので、ご了承ください。				
②退職年月日と退職事由	年 月 日	結婚・出産・傷病・(その他)		
③傷病手当金 失業給付金 休業補償費 出産手当金	有 <input checked="" type="radio"/> 無	受給の有無	日額： 円	扶養開始から1年間の見込み収入 をご記入ください。(退職金、失業 給付除く)
④収入の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	勤労・副業・利子・貸家	年間総収入	千円(税引前)
⑤年金等の収入	有 <input checked="" type="radio"/> 無	年金の名称	年金	月額 円
⑥現在または、今まで 加入していた健康保険	制 団 体 名	国民健保・協会けんぽ・他健康保険組合	加入中・喪失	加入期間 平成26年 4月 1日～ 平成30年 10月 31日
⑦その他の家族構成(同居を含めた兄弟姉妹等全家族)				
氏名	続柄	年齢	職業	月収
⑦～⑨の項目は続柄が「配偶者」の場合は記入不要です。				
⑧届出している方の生計費を月額 どの程度負担していますか	あなたの負担額		対象者の生計費	
	%程度 = (月額 ÷ 月額) × 100			
⑨他の方と共同で生計費を負担 している場合はその内訳	あなたの持分	月額	円	
	他の方の持分	月額	円	
<健保使用欄>				
扶養認定日	年 月 日	扶養除外日	年 月 日	届出前の被扶養者数 人
届出後の被扶養者数	人	第3号被保険者処理日	/	第 子
離職票	有 ・ 無	本人請求	¥	

*異動事由に応じて必要な添付書類があります。添付書類一覧にて確認後ご提出ください。
 *「日特健保プラハソリューション」に基づき、個人情報を目的外には使用しません。
 ★資格喪失証明書発行希望(申請区分が除外の方のみ) 有 ・ 無 (2021.2改訂)

【異動日についての注意点】

《扶養の認定日について》

異動届及び必要書類一式を各工場窓口へ**14日以内に提出、受付の場合、その事実が発生した日に遡って認定します。15日以降の場合、各工場窓口の受付日が認定日になりますのでご注意ください。**

但し、「出生」は生年月日を認定日とします。

結婚⇒婚姻日(14日ルール有の為、15日以降は受付日)

退職⇒退職日翌日(14日ルール有の為、15日以降は受付日)

出生⇒お子様の生年月日(14日ルール無し)

失業給付終了⇒受給終了日翌日(14日ルール有の為、15日以降は受付日)

《扶養の除外日(資格喪失日)について》

除外日以降は健康保険証を使用できませんので、被扶養者の資格がなくなった場合は、直ちに異動届及び必要書類一式を各工場窓口提出ください。

就職⇒原則的には入社日

失業給付開始⇒受給開始日

離婚⇒離婚日

死亡⇒死亡日の翌日

※申請いただいた除外日より前に被扶養者の資格を喪失していたことが判明した時は遡って(最大2